

うるま感動キャンペーン 2023 参画における Q&A

令和5年7月18日

質問	回答
① どのような業種が参画対象となりますか。	うるま市内に主たる事業所のある事業者で、宿泊、体験プログラム商品を提供している事業者。 ・宿泊施設 ・観光施設 ・観光体験メニューを扱う事業者
② 対象を教えてください。 (対象者となりますか?)	① に該当する事業者で以下の全てに該当する方が対象となります。 ・令和5年4月1日時点において、うるま市内で対象事業を営む事業者で、申請日時点において営業を継続し今後も営業を継続する方 ・消費者保護の視点から、損害に対する保険に加入していること (賠償責任保険、旅館賠償保険等) ・実績報告の提出及びヒアリング調査に協力が可能なこと
③ 同一経営者が市内で二つ以上の対象業種を運営している場合、その数に応じて参画することができますか?	対象業種を複数有している場合は重複して申請することは出来ません。
④ 申請に必要な書類を教えてください。	・うるま感動キャンペーン 2023 参画申請書 ・営業許可証の写し (旅館業等、海域レジャー事業届出書の写し、それ以外の業種の場合は開業届出書の写し又は商業登記簿謄本 (登記事項証明書)の写し ・消費者が受ける損害に対する加入保険の写し ・同意書 ・宣材用画像データ
⑤ うるま市在住ですが市外で対象業種を営んでおりますが参画できますか?	うるま市内で営業する事業者のみが参画可能となっております。
⑥ マリン事業の営業許可証とは何を指しますか?	海域レジャー事業届出書の写しをご提出ください。

※上記以外でご質問のある方はお問い合わせください。